

# 国勢調査以前の人口（その2）

## 1 德川時代の人口

現在の戸籍制度にも相当する「人別改」や「宗門政」などの制度は、徳川時代の初期から全国的に実施され、中期の享保6年（1721）からは6年毎に全国的な人口調査が行なわれるようになつた。

宗門改や人別改に基いて宗門改帳や人別改帳が編成された。これらの帳簿により、一村の人口が集計され、さらに一領域、一国、全国の総人口が集計された。5人組帳、村鑑、村明細帳などからも村の戸口を知ることができるが、これらは宗門改帳や人別改帳から作られたものである。宗門改帳や人別改帳は現在の国勢調査の如く一時点の人口調査であり、人口動態調査に類するものに「出入差引増減帳」「人別増減帳」と呼ぶべきである。

これらの制度は、徳川時代の初期から、人別改はそれ以前から行なわれていた。その調査内容、方法の大綱は幕府が定め、細目は各藩の自主にまかせ、地方の慣習によつたようである。

宗門改、人別改は発生は別々なものであつたが、後に混合されその区別も判然としなくなつた。

### （1）宗門改

宗門改制度は、年々一定の時期に、役宅あるいは寺院に住民も召集して、夫々切支丹その他邪宗門でないこと、何某寺院の檀下であること、を宣誓し、且これに住職が証明する制度である。また住民を召集する代りに係役人が各戸を歴訪する場合もあつた。調査の結果は、村毎に1冊（安永元年（1772）以後は宗派毎に分冊して村毎に一括）にして支配役所に提出された。この帳簿を宗門改帳又は宗旨改帳という。長崎地方をはじめ、外国との交流が多く、以前切支丹宗門の盛んであつた地方では、特に「絵踏」行事がなされた。改めの月日は、大体年の上半期が普通であり、年初から2、3月までが多い様である。

宗門改は、幕府領、大名領および旗本領のみではなく、禁裡御料にも行なわれた。また、村方、町方のみではなく、仕法は異なるが武士（大名を含む）および神官僧侶についても行なわれた。

この制度の起源は、判然としないが、キリスト教が広く根強く信仰された長崎地方、その他の地方で禁教が断行され、信徒の弾圧が初まつた頃から実行されたものであらう。（元和元年（1616）8月天主教の禁制を令す。）これが全国的制度として行なわれるようになつたのは3代家光のときの島原の乱（寛永14～15（1637～1638）以後のことであろう。寛文11年（1621）には宗門改を強化

徹底させ「今後者百姓一軒づつ人別帳に記之」「宗門改計不限諸事被為吟味」こととなり、宗門改のために人別改を行なうようになつた。

宗門改とほぼ同様な目的で行なわれたものに「氏子改」がある。水戸藩主斉昭（烈公）、岡山藩主池田光政が一時これを行ない、又は行なわんとしたといわれる。

### （2）人別改

人別改制度は、前記宗門改とは異なり、単純な人口調査であつた。普通は村役人が各戸を歴訪し調査をなすもので、調査結果を集録したものが人別帳である。一種の戸籍簿とみることができる。これによつて、領主は領内の人口の増減または領民の生活状態を知り、軍役、徵税の資料その他の施政の資料として参考にした。

人別改は、いつの頃から初まり、又人別帳がいつ頃から創製されたかは、宗門改の起源より判然としないが、徳川時代以前から地域的に又は臨時的に行なわれたものと思われる。関東の北条氏の「分国中人改」や豊臣秀吉が朝鮮征伐のため必要な軍夫、水夫を徵發するため、諸国に命じて戸口調査を行い、家数、人数を注進させていた。また、徳川幕府自身も寛永20年以後諸代官に命じて支配地の人々を調査し、その人數帳を勘定頭まで進達せしめている。この外にも、諸藩によつて領内限り施行されたことも稀でない。享保17年（1732）將軍吉宗が諸雄藩に対し享保前の人口調査の結果を徵したのに応じ、概ねこれを提出しているのをみても、旧諸藩においては徳川初期から年毎に知られている事実から推察出来る。その内容は、單なる戸口数の調査か、家族関係その他を帳簿に登載して、その結果を集計したものかは不明であるが、戸口を集計するには各戸について人別改を行う必要があつたことはいうまでもないことである。然し、人別改は地方的、臨時的の調査であり、宗門改の如くに全国的に強制され、又は毎年行う定期的な行事ではなかつた。これが毎年行うようになったのは、前記のとおり宗門改を徹底して行う必要上、人別改を行はなければならなくなつた寛文年間以後の事であろう。まだこの時には公に強制されたものではなかつた。これが制度として、全国的にかつ定期的（子、午両年）に行うようになつたのは、恐らく寛保11年（1726）、吉宗が全国人口調査を始めた以後のことである。

### （3）宗門人別改

上記のように、宗門改と人別改とは、もともと別の觀念のものであり、制度の上でも亦別に発生したものである。両者が住民の各人につき、その身分、家族関係及年令等を調査するものであつたから、両者は自然に混用さ

れ、代用される様になつた。ことに宗門改が初期の如く、単に転教者やその親族の改めに限られたり、帳簿も個人の寺詣状を編綴するにすぎなかつた時代は、各個人について家族関係、年令その他を厳密に改める必要はなかつたであらう。しかし、宗門改を全国的に徹底的に行うことになつてからは、その前提としての人別改を厳重に実行しなければならなくなつた。宗門改は実質的には「宗門人別改」となつたもので、その名称も「宗門人別改帳」と呼ばれるようになつた。寛文11年(1671)の布令は宗門改か人別改を兼ねる宗門人別改となつたことを示している。

「其方代官所耶蘇宗門改儀、被入念御由に候得共、強無油断被申付候。向後者百姓一軒づつ人別帳に記入、一村切に男女の人数寄を致たし、又一郡切に成とも都合をしめ、自今已後無解怠被申付、帳を作り手前に被差置(中略)御代官所え男女他所に縁付、並奉公に遣之勿論、仮令死去減候分、他所より來候者之而増之分、差引無相違、男女も年令をも銘々書印候様尤候。宗門改計不限、諸事被為吟味、可然事候間、可被其意候。」

宗門改は、その直前において詳細な人別改を行ない、人別帳を作り、その帳簿に従つて改めて遂行した。その宗門改の仕法は、その前につくられた人別帳と一々顔をつき合せて、其の相違なきものは銘々これに捺印せしめ、最後に立会の寺院住職が認印を押すものである。人別帳の作成は始めは幕府から強制されたものではなく、宗門改の必要上、その他施政上の参考などの必要から多くの藩で行なつたものである。

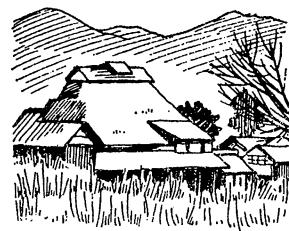
また公に強制されたのは、享保11年以後のことであるが、人別改は毎年行う必要がなく、6年毎一子、午の年に行けばよかつた。また、武家および又者等は調査の必要がなかつた。然し、宗門改は毎年行われていた。この目的のため人別改が毎年行われていれば別に6年毎に殊さら人別改をする必要はないはずである。このように宗門改は人別改を制度的に兼ねる様になり、帳簿も両者混同のものになつてきたものである。

宗門改は、切支丹宗門弾圧のために、全国的に制度的に行われたものであるが、島原乱以後切支丹門は事實上跡をたつてしまつたあとは、本来の目的を失つたものであるが、その名目の下に年々改を行なうことは、当時問題となつてきた切支丹以外の邪法、武家浪人、一般浮浪人の取締、その他犯罪上の取締りなどに便利があり、凶作による農民一撥、農民離村、人口制限等もこの制度により監視できたであらう。また、一面人口の増減、土地の榮枯、住民の生活状態なども詳明に判明し、領主の参考になることも多かつたと思われる。

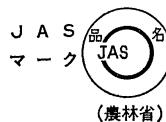
宗門改制度は、時代の経過とともに形成化し、人別改とその内容が変化し、その事務は戸籍事務となり、宗内人別改帳は戸籍簿となつてしまつた觀がある。

これが戸籍簿の役目をなしていることは、明治4年新戸籍簿が発布され、翌5年2月1日から全国に施行されるによんで、大蔵省が(戸籍事務が一時大蔵省の主管となつた。)が、「先般戸籍簿改正ニ付、從前ノ宗門人口改帳被廢候条、自今不及差出候事」(明治4年10月)と布達したことから知られる。

(県統計課 大録義行)



### 知つておきたい買物知識 一このマークは政府が品質や規格を保証している商品についています一



「農林物資規格」を示し農林産物製品について一定の品質規準に合格した製品に対するマークで内容量、製造年月日、製造業等が一目でわかる。

かん詰、ハム、ソーセージ、マーガリン、しょう油、果汁飲料など



「工業標準化法」にもとづく、形、寸法、構造、品質などを全国的に標準化するために定められたマーク

既製背広服、学生服、Yシャツ、鉛筆電球、家具、カメラ、石けん、マツチなど



秀れたデザインの工業製品につけられるマーク

家庭用具、電気器具などこれまで350点以上が認められている。